（申請者用）

制限表面についての説明資料

オホーツク紋別空港管理事務所

（申請者用）

制限表面ってなーに？

飛行場の周りには離着陸する航空機を保護する為に、障害物のない一定の空間が確保されています。この空間の底面を制限表面と言います。

この保護空域は制限表面として航空法第２条に規定されています。この制限表面を物件が突出する場合は航空法第４９条に基づき承認を受け、設置しなければなりません。また、この制限表面に近接（６m以内）する場合も航空法施行規則第１２７条の２に基づき、航空障害灯の設置が必要になりますので（通常、飛行場設置者が設置します）、あらかじめオホーツク紋別空港管理事務所と協議して下さい。ただし、空港供用開始後（告示後）に新たに突出する物件及び近接する物件の設置は原則認められていません。

制限表面図はこちら→別添

どうすればいいの？

【制限表面の影響への照会】
　物件設置（クレーン等含む）に係る制限表面への影響の審査は、当空港管理事務所が行っています。様式１及び添付資料を作成のうえ、当空港管理事務所へお持ちください。審査の回答まで**２週間程度を要する場合もありますのでお早めに**ご相談くださるようお願いいたします。

【制限表面以外の審査等】
制限表面審査のほか、次の審査が必要となる場合があります。

①東京航空局新千歳空港事務所による「無線施設への影響」の審査
②東京航空局航空交通管理センターによる「飛行方式への影響」の審査

　空港周辺や周辺建物より突出する高さの物件（クレーン等含む）を設置する場合は、当事務所へ問い合わせをお願いします。①の「無線施設への影響」は新千歳空港事務所へ照会していただくこととなりますが、照会担当先は当管理事務所に確認してください。②の「飛行方式への影響」は当管理事務所が窓口になっておりますので、様式２及び添付資料を作成のうえ、当管理事務所へお持ちください。また、審査の回答まで１ヶ月程度を要する場合もありますのでお早めにご相談くださるようお願いいたします。

北海道オホーツク総合振興局建設管理部
オホーツク紋別空港管理事務所
TEL　0158-24-1336
FAX　0158-24-1338

（申請者用）

【別添】

制　限　表　面　説　明　図

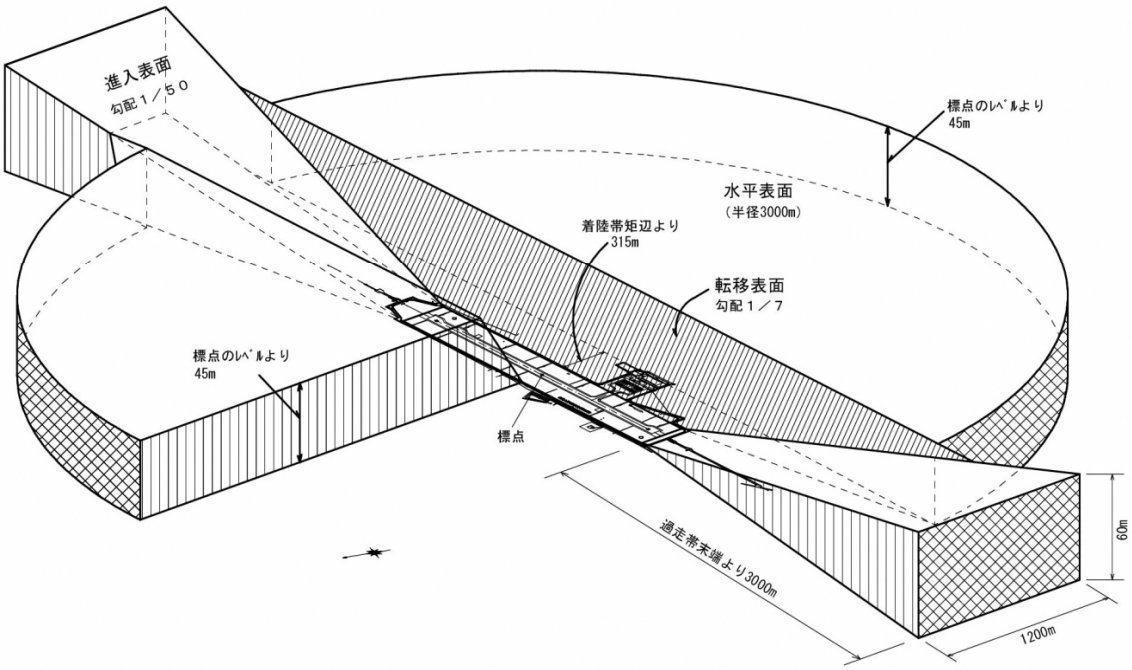

イメージ図

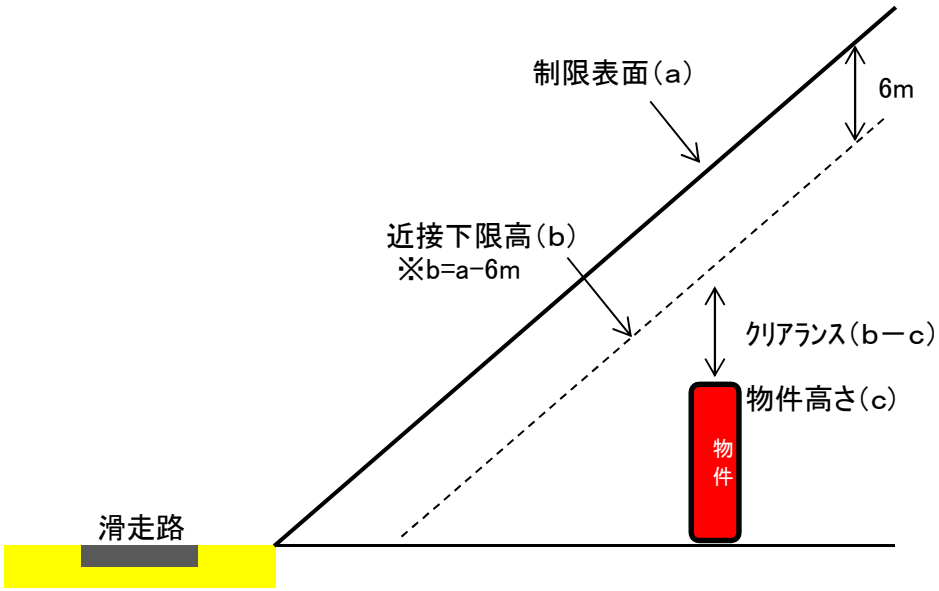

注）物件高さ（c）は近接下限高さ（b）を超えないこと。

※ 制限表面（a）については航空法第49条を参照
※ 近接については航空法施行規則第127条の2を参照

（様式１）（申請者用）

令和　　年　　月　　日

北海道オホーツク総合振興局建設管理部
　　オホーツク紋別空港管理事務所長　様

（申請者）
□□□□□□□□□□□□□□□□　　印
□□□□□□□□□□□□□□□□

オホーツク紋別空港の制限表面下における物件の設置について（照会）

このことについて、次の物件が航空法第４９条の制限に抵触するか照会します。

記

1. 物件
　物件区分　建設物　・　建設機械 (※)　（該当を○で囲む）
　物件名称
　物件最大高　　m （地盤からの高さ）
　※ クレーン作業、バックホウ作業、杭打ち作業など

2. 物件位置
　住所
　座標　（世界測地系(WGS84)緯度経度または公共座標）
　地盤高　　m （標高）

3. 工事名

4. 設置期間
　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
　時間帯　　：　　～　　：

5. 担当者等
　１）照会者
　　会社名・所属
　　氏名
　　電話・FAX　（TEL）　　（FAX）
　　（携帯）　　（ 建設機械は作業当日に連絡が取れる携帯番号）
　２）発注者（設置者）
　　会社名・所属
　　氏名
　　電話・FAX　（TEL）　　（FAX）
　　（携帯）　　（ 建設機械は作業当日に連絡が取れる携帯番号）

6. 添付資料
　1)空港との位置関係が分かる位置図
　2)建設物の場合：平面図、立面図（最大高さがわかるもの）
　　建設機械の場合：建設機械姿図（最大作業高さがわかるもの）
　3)その他の説明資料（説明に必要な書類があれば添付）

（様式２）（申請者用）

令和　　年　　月　　日

北海道オホーツク総合振興局建設管理部
　　オホーツク紋別空港管理事務所長　様

（申請者）
□□□□□□□□□□□□□□□□　印
□□□□□□□□□□□□□□□□

オホーツク紋別空港における計器飛行方式等の影響について（照会）

このことについて、次の物件が計器飛行方式及び最低気象条件に影響するか照会します。

記

1. 物件
　物件区分　建設物　・　建設機械 (※)　（該当を○で囲む）
　物件名称
　物件最大高　　m （地盤からの高さ）
※ クレーン作業、バックホウ作業、杭打ち作業など

2. 設置位置
　住所
　座標　（世界測地系(WGS84)緯度経度または公共座標）
　地盤高　　m （標高）

3. 工事名

4. 設置期間
　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
　時間帯　　：　　～　　：

5. 担当者等
　１）照会者
　　会社名・所属
　　氏名
　　電話・FAX　（TEL）　（FAX）
　　（携帯）　（ 建設機械は作業当日に連絡が取れる携帯番号）
　２）発注者（設置者）
　　会社名・所属
　　氏名
　　電話・FAX　（TEL）　（FAX）
　　（携帯）　（ 建設機械は作業当日に連絡が取れる携帯番号）

6. 添付資料
　1)空港との位置関係が分かる位置図
　2)建設物の場合：平面図、立面図（最大高さがわかるもの）
　　建設機械の場合：建設機械姿図（最大作業高さがわかるもの）
　3)その他の説明資料（説明に必要な書類があれば添付）

（物件の制限等）

⑤⑥⑤⑪⑩⑨⑧・**第四十九条**　何人も、空港について第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽[*1]し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令[*2]で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

2　空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3　空港の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの（同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令[*3]で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分

を除去すべきことを求めることができる。

4　前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、政令[*4]で定めるところにより空港の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。

5　第三項の補償すべき損失の額並びに前項の買収及びその価格等の条件は、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、国土交通大臣が裁定する。

6　前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

7　前項の訴えにおいては、空港の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

8　第五項の裁定についての異議申立てにおいては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

註　＊1　法―二条八項～一〇項、＊2　規―九二条の五、〔罰〕法―一五〇条・一五九条、＊3　令―四条の二、＊4　令―四条の三

⑤⑥⑩⑧・**第五十条**　空港の設置者は、当該空港の設置又は第四十三条第一項の施設の変更によつて、進入表面[*1]、転移表面又は水平表面の投影面と一致する土地（進入表面、転移表面又は水平表

面からの距離が十メートル未満のものに限る。）について前条第一項の規定による用益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令[*2]で定めるところにより補償しなければならない。

2　前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による用益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同条第四項の場合を除き、政令[*2]で定めるところにより空港の設置者に対し、その土地の買収を求めることができる。

3　前条第五項から第八項までの規定は、前二項の場合に準用する。

註　＊1　法―二条八項～一〇項、＊2　令―四条の四

⑤⑥⑪⑧①・**第五十一条**　地表又は水面から六十メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令[*1]で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2　空港等の設置者は、国土交通省令[*1]で定めるところにより、当該空港等の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件（前項の規定により航空障害灯を設置すべき物件を除く。）で国土交通省令[*2]で定めるものに航空障害灯を設置しなければならない。

3　国土交通大臣は、国土交通省令[*1]で定めるところにより、前二項の規定により航空障害灯を設置すべき物件以外の物件で、

航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害灯を設置しなければならない。

4　前二項の物件の所有者又は占有者は、これらの規定により空港等の設置者又は国土交通大臣の行う航空障害灯の設置を拒むことができない。

5　国土交通大臣及び第一項又は第二項の規定により航空障害灯を設置した者は、国土交通省令[*3]で定める方法に従い、当該航空障害灯を管理しなければならない。

6　国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定により航空障害灯を設置した者の当該航空障害灯の管理の方法が前項の国土交通省令に従つていないと認めるときは、その者に対し、設備の改善その他その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

註　＊1　規―一二七条、＊2　規―一二七条の二、＊3　規―一二八条、〔罰〕法―一五〇条・一五九条

（昼間障害標識）

㊶⑧・**第五十一条の二**　昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令[*1]で定める物件で地表又は水面から六十メートル以上の高さのものの設置者は、国土交通省令[*2]で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

2　国土交通大臣は、国土交通省令[*2]で定めるところにより、前項の規定により昼間障害標識を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに昼間